募集

町田市学童保育クラブ 臨時指導員

各学童保育クラブに在籍する学童（障がい児を含む）の保育及び介助の仕事です。
○資格　小学校教諭免許、幼稚園教諭免許、保育士のいずれかの資格をお持ちの方
○勤務日　毎週月～金曜日と指定された土曜日
○勤務時間　午後2時～6時（変更することもあります）
○勤務場所　市内学童保育クラブ
○募集人員　若干名
○応募　履歴書に写真を張り、資格証明書の写しを添付し、3月14日までに青少年課（☎724・2182）または町田市学童保育公社（☎720・2191）へ。

教育相談所 教育相談員（非常勤）

○資格　4月1日現在22歳～50歳の、大学または大学院で心理学を専攻し、修了した方
○勤務日時　週4日勤務（午前8時30分～午後5時）
○契約期間　5月1日～2004年3月31日（以降、年次更新可）
○報酬　町田市教育相談所規定による（勤務年数による報酬制度、通勤手当及び社会保険制度あり）
○募集人員　若干名
○選考方法　小論文・面接
※第一次選考を4月7日（月）午前9時30分、第二次選考を4月18日（金）午前に行います。
○応募　市販の履歴書に記入し、3月20日まで（必着）に教育相談所（〒194－0022、森野1－33－10、☎723・4396）へ。

公開しています

町田市情報公開・個人情報保護運営審議会

町田市情報公開・個人情報保護運営審議会を行います。傍聴を希望される方は、あらかじめ「市政情報やまびこ」（☎724・8407）へご連絡下さい。
○日時　3月10日（月）午後10時～正午
○会場　市役所中町分庁舎2階第1会議室

町田市庁舎問題検討委員会

町田市の庁舎問題について検討します。傍聴を希望される方はあらかじめ企画調整課（☎724・2103）へご連絡下さい。
○日時　3月17日（月）午後1時30分～4時
○会場　すみれ会館第1会議室
○定員　30人（申し込み順）

ご案内

16ミリ映写機検定

16ミリ映写機の各機能が正常に作動し、フィルムを損傷するおそれがないか検査するものです。合格した映写機には1年間有効の検定証明書を発行します。
この検定に合格しませんと公立のフィルムライブラリーからフィルムを借りることができません。
○期日　3月13日（木）午前10時～11時30分、午後1時～4時▽3月14日（金）午後1時～4時
○会場　森野分庁舎1階会議室
○申し込み　社会教育課（森野分庁舎内、☎724・2181）へ。

選挙人名簿 ご覧下さい

選挙人名簿（定時登録）をご覧（縦覧）いただけます。今回の定時登録で新たに登録されるのは、昭和58年3月2日までに生まれた方で、平成14年12月1日までに転入届をし、引き続き平成15年3月1日まで町田市の住民基本台帳に記載されている方です。
※定時登録とは毎年3月、6月、9月、12月（登録月）の1日を基準として、2日に登録するものです。
○縦覧期間　3月3日（月）～7日（金）
○時間　午前8時30分～午後5時
○縦覧場所　選挙管理委員会事務局（森野分庁舎2階）
問選挙管理委員会事務局☎724・2168

町田国際協会 語学サークル

異文化理解と国際交流に必要な知識の習得を目指します。
○対象　会員、一般の方（ただし、サークル入会後に会員になっていただきます）
○日時・科目　第1・3土曜日午後～夜間＝韓国語（初級・中級）、中国語（初級・中級）、英語（中級）▽第2・4土曜日、午後～夜間＝スペイン語（初級・中級）、仏語（初級）、独語（初級）▽第1・3月曜日、夜間＝仏語（中級）▽第2・4月曜日、夜間＝インドネシア語（初級）
○期間　4月～2004年2月
○会場　町田市民フォーラム
○定員　各サークル20～35人（抽選）
○申込期間　3月6日～12日
○申し込み　往復ハガキに、希望サークル名・住所・氏名・電話番号を記入し、町田国際協会（〒194－0013、原町田4－9－8、町田市民フォーラム内、☎722・4260）へ。
※詳細は国際協会事務局カウンターの案内チラシをご覧下さい。

無登録・失効・期限切れ農薬 回収します

JA町田市では、左表の日程で不要となった農薬（登録のない輸入農薬、登録が無くなった農薬、期限の切れた農薬）を回収（有料）します。
回収料金等の詳細は、JA町田市各支店経済課または本店ふれあい課（☎792・6111）へ。
問農業振興課☎724・2166

農業回収日程表

会場	期日	時間
鶴川支店	3月18日(火)	午前9時～11時
町田支店	3月18日(火)	午後1時～3時
忠生支店	3月19日(水)	午前9時～11時
堺支店	3月19日(水)	午後1時～3時
南支店	3月20日(木)	午前9時～11時

資源とごみの分別ガイド ご利用下さい

市では、「資源」と「ごみ」をきちんと分別して集積所に出していただくために、50音順で品目ごとに分別区分を表示した「資源とごみの分別ガイド」を作成しました。集積所から収集したごみの中にはまだまだたくさんの資源が混入しています。また分別区分を誤って出されたものもたくさんあります。「資源とごみの分別ガイド」を使って正しく分別して下さい。
配布は3月中ごろの予定です。3月20日を過ぎても届かない場合はご連絡下さい。
なお、プラスティックの分別を実施している地区（金森・小川・つくし野・南つくし野・鶴間の各一部地域）の方には、9月ごろ配布する予定です。
問環境総務課☎797・0530

つくし野四丁目の一部 公共下水道が利用できます

3月13日（木）から、つくし野四丁目の一部で公共下水道が利用できるようになります。
今回、利用ができる区域に建物を所有している方には、水洗化のパンフレット・指定工事店名簿を配布します。
なお、今回の利用開始に伴い、図面等をご覧いただけます。
○期間　3月4日(火)～12日(水)
※土・日曜日は除く。
○時間　午前8時30分～午後5時
○場所　下水道部業務課（成瀬クリーンセンター内）

【切り替え工事について】
くみ取り便所（し尿浄化槽を含む）を水洗便所に改造する工事は、指定工事店に依頼して下さい。なお、水洗便所改造資金貸付制度がありますのでご利用下さい。

【水洗化をしなければならない期限】
くみ取り便所の家庭は、3年以内に改造工事を、浄化槽使用の家庭は遅滞なく（1年以内に）切り替え工事をして下さるようお願いします。

【工事は必ず指定工事店で】
市の指定工事店と偽り、下水道利用（予定）区域内で、宅内の水洗化工事（浄化槽からの切り替え工事を含む）を勧誘する業者がいるようです。市では技術的に一定の水準を有する者が専属し、市長が指定をした工事店でないと水洗化工事ができない指定工事店制度をとっています。工事を申し込む際には、必ず指定工事店かどうか確認して契約するようお願いします。

【悪質な業者にご注意を】
市内各所で、市役所の方から来たと称して、各家庭を訪問し、汚水枡（ます）・汚水配管等の清掃・点検をして高額な料金を請求する業者がいるようです。
市では、このような依頼は一切行っていません。
公共汚水枡の点検については、8年に1回程度、市が実施しています。
宅地内の汚水管のつまり・悪臭等が生じたときには、町田市排水設備工事指定工事店にご相談下さい。
問下水道部業務課☎720・1833

— 国民年金 —

こんな時こんな手続きが必要です

★会社等を退職したとき
退職日の翌日が国民年金の加入日となります。年金手帳と、離職票などの退職日のわかるものをお持ち下さい。
被扶養配偶者のいる方は、その方の手続きも必要です。

★厚生年金や共済年金に加入している配偶者の扶養に入ったとき
健康保険の届出と一緒に勤務先の会社または共済組合へ届出します。

★厚生年金や共済年金に加入している配偶者の扶養から抜けたとき
収入増加や離婚等により、配偶者の扶養でなくなったときは、切り替え手続きが必要です。年金手帳と、扶養から抜けた日のわかるものをお持ち下さい。

★配偶者が転職したとき
引き続き配偶者の扶養になるときは、健康保険の届出と一緒に新しい勤務先の会社または共済組合に届出することになります。

問国保年金課☎724・2127

水道局（水道部）の名をかたる

悪質訪問業者にご注意を!!

水道局（町田市水道部）では、次のようなことは、一切行っていません。

お客様からのご依頼のない水質検査、蛇口など器具類・浄水器の交換・販売・斡旋（あっせん）、水道メーター交換代金や水質・漏水調査代金の請求、水道管の清掃、お客様の家を訪問しての水道料金の集金（引っ越し時清算等を除く）、銀行口座等への水道料金の振り込み依頼

おかしいと思った時は、身分証明書の提示を求めるとともに、町田市水道部☎722・3111（代）までお問い合わせ下さい。

市・都民税　所得税　贈与税　事業税

申告はお済みですか

申告書の提出期限は3月17日（月）まで

市・都民税、所得税、事業税の申告書の提出期限は3月17日（月）です。
期限間近になりますと窓口が大変混雑しますので、申告書はお早めに提出して下さい。
※個人事業者の消費税の申告と納税は3月31日（月）までです。
申告書の提出は郵送でも受け付けています。

提出期限は3月17日（月）までです。
受付時間は午前8時30分～午後5時です。
お問い合わせは、市・都民税については市役所市民税課（☎724・2114～5、2117）、所得税、贈与税、消費税については町田税務署（☎728・7211）、事業税については町田都税事務所（☎728・5111）へお願いします。
※いずれも土・日曜日はお休みです。

市・都民税

市・都民税の申告は、3月17日（月）まで市役所1階市民フロアーで受け付けています。受付時間は午前9時～正午、午後1時～4時です（土・日曜日を除く）。

事業税

事業税の申告は、町田都税事務所で受け付けています。